

第99回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和7年7月8日(火) 13時30分～15時00分

(2) 場所 杉妻会館 3階 百合

(3) 出席者

ア 委員

市岡綾子、伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、佐藤成、澤田精一、鈴木美砂子、高島亮、渡邊太健史

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課主幹、農林技術課長、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課主幹兼副課長、警察本部会計課次席、警察本部会計課契約補佐、文化振興課総括主幹兼副課長、森林保全課主任主査、南会津農林事務所副部長、南会津農林事務所森林土木課長、南会津農林事務所専門技術管理員、相双建設事務所主幹兼復旧復興部長、相双建設事務所専門技術管理員、南会津地方振興局出納室副室長兼出納課長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和6年度分)

イ 総合評価方式の実施状況について(令和6年度分)

ウ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和7年4月～令和7年5月分)

(2) 審議事項

ア 抽出事案について

イ 建設関係団体等の意見聴取について

ウ 福島県入札制度等監視委員会運営規程の一部改正について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第99回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日、島田委員につきましては、所用により欠席となっております。

また渡辺委員につきましては、Webでの参加となっております。

それでは、議事の進行につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日は報告事項が3件、審議事項が3件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

初めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について、令和6年度分」です。事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

【小堀委員】

入札不調の7ページの中で1つだけ確認させていただきたいと思います。全体で減少傾向だということは理解したんですけども、失格無効等だけを見ると、増えている傾向があったり、全体の件数が減っている中で横ばいであるということで、何か要因とか、傾向とか、あるいは対策の必要性とかその辺があれば教えていただければと思います。

【入札監理課長】

こちらに計上される失格無効等というものは、応札はあったものの、要件を満たしていないとか、資格を満たしていないとかいうもので、除外されるものという形で計上させていただいているものです。入札不調対策につきましては、発注時期の平準化であったり、配置技術者の要件緩和であったり、特に発注見通しの事前公表で、ある程度業者側にも応札しやすい状況というものを整備してきて、現在に至っているという認識でございます。具体的な分析までは正直できていないんですが、引き続きしっかりと対策をしながら、こちらの件数について、減少できるように努めていきたいと考えているところです。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

次に報告事項のイ「総合評価方式の実施状況について」です。
事務局から説明お願いいたします。

【入札監理課主幹】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

【佐藤委員】

2ページの低入札価格の調査の状況ということで、去年なり今年なり為替の問題、あとは関税問題等で資材価格がかなり高騰しているということで、どの時点で予定価格を作っているかっていうのが不明だっという声を業者の方から聞くことがあります。どのタイミングでもって、価格を設計するかによって、ここ半年1年っていうのはかなり金額が変わってきているので、その辺、平等っていう意味では平等で、どの辺りを基準の時期と見るかっていうようなものを公表して欲しいというような意見が出ていたんですけども。ちょっと一部の業者の考えかもしれないんですけども、余りにも今、色々な価格が上昇傾向にあるっていうところなので、県の方として、もし何か考えがあればお聞かせください。

【入札監理課主幹】

県では、最新の実勢価格を設計に反映するようにしております。土木や建築の資材で言いますと、物価版などの雑誌で、毎月、価格が変動するものについては、毎月変更するようにしておりますし、そこに載っていないものについては、県が独自で調査して、年2回ほど、価格の改定を行っているということになります。また入札の価格については、最新の単価を使うということで、入札から、応札した後に、それまで1か月2か月程度ずれるということもありますので、落札者が決まった段階で、単価の見直しというものをするような制度もございます。実施中の工事についても、価格のスライド制度というのがございまして、基準にもとづき単価の見直しができる制度になっており、その辺を反映した形で工事の方を進めていくということにしております。

【伊藤（宏）委員長】

お話はよく分かるんですけども、いつの段階で設計価格を決めて、その後、いつ、どれだけインターバルを置いて入札をするのかっていうことが、その後で事後的に調整していただくってよく分かるんですけども、そのインターバルが長かったり短かったりすることによって、業者が積算をする時に、どのタイミングの積算をすれば良いですかっていうことは起こりますよね、そういうことを仰っています。

【入札監理課主幹】

設計書を公告する時に示す設計図書がありまして、いつを基準に価格設定してますよっていうのを明らかにして、公告をしているということになります。半年、1年前の設計書

を設計したものを出すということはありませんし、また応札する業者の方が、どの月日の基準で積算されているということが分かるように公告してあります。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項のウ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和7年4月から5月分）」についてです。

事務局から説明お願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料3」により説明）

【入札用度課主幹兼副課長】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

上の3、4、5は同じことで資格制限措置されるということで、下は、その中で3社のうち、I H I 運搬機械だけが物品納入の登録があって、県と取引があると。

【入札用度課主幹兼副課長】

I H I 運搬機械のみが物品の方の名簿に載っておりますので、1社のみとなります。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次にまいります。

審議事項のア、抽出事案についてです。

テーマは「入札不調等になった案件」で、対象期間は「令和6年4月から令和7年2月分」です。

抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。

佐藤委員、澤田委員の順番で説明をお願いします。

【佐藤委員】

抽出した案件は、案件番号3、4の文化スポーツ局と相双建設事務所の2件となります。

2つについて、関連があるような選び方をしていて、金額が大きいという点があったんですけども、あとは入札不調になって、文化センターの方は随意契約へ移行したと。相双

建設事務所の方は、再度一般競争入札になったと。1回不調になった場合、どういう理由で、随意契約になっていくか、またはもう1回入札をするのか、そういうルールがどうなっているのかなど1つ疑問に感じたところです。ちなみに、随意契約の場合は、応札者が複数者、最終的にでて、下の競争入札の方は1者というような入札でした。どっちかという逆かなってというような、随意契約ってというのは、相手1者というような感覚を持ったので。むしろ、文化センターの方が競争入札で、相双建設の方は、随意契約なのかってというような疑問もあったもんで、その辺の説明をお願いしたく、2件抽出いたしました。

【澤田委員】

私の方から2件、南会津農林事務所管内の治山施設の工事ということで、この分については災害対応ということの工事と認識しておりますけども、不調の理由としては、施工方法等の見直しをしても、その業者の方がなかなか受け入れ対応できなかったということで、入札不調になった。その結果、工事としても、廃工という判断をされたということになっています。この災害対応ということで、廃工の判断に至った経過、災害対応ですので、緊急性なり必要性の判断はどうだったのかということと、新年度になって対応したのかということ、確認させていただければと思います。この工事に限らず、災害対応工事といいますか、その辺の県の一般的な考え方、対応についても、緊急性、必要性あるいはそういったものの判断をどうされてるかということも簡単にお聞きできればと思います。あと2件目の県警分の石川警察署、宿舍の改修工事ということで、工事自体は少額の工事でありますけども、そもそも県警さんの方にですね、いわゆる建築技師なりあるいはそういう専門をやられる方がいらっしゃるのかどうかってわからなかったものですから、改めて県警における工事への対応についてどういった対応をとっているのか。さらに先ほど佐藤さんの御意見もありますけども、物価高騰が続いている中で、今回の入札不調の部分についても、実勢価格との価格との差が課題だというふうになって、それが入札不調の原因だというふうにごっておりますので、改めて県警の中でもですね、設計単価の見直しなり、実勢取引価格との実態ですね、そういった対応策をどのようにとっているかお伺いして、入札不調対策をどのようにとっているか合わせて伺いたい。

以上になります。

【伊藤（宏）委員長】

それでは、案件番号1 南会津農林事務所の案件について説明をお願いいたします。

【南会津農林事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【澤田委員】

南会津地域では、業者さんも少なくなっていて、工事も多いという状況も認識しておりますので、十分計画的に発注、施工をしていただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

廃工という言葉がなかなか聞かない言葉で、私は長年やっておりますが、多分この会議で出てきたのは初めてかなと。全ての県の発注工事のうち、いわゆる廃工っていうのは、それなりの数はあるんですか。

【入札監理課長】

詳細な件数は把握していませんが、基本的には必要性があって、計上させていただいてるので、こういうことにならないように色々調整しながら進めているという認識ではあります。

【伊藤（宏）委員長】

普通は色々、工事のロットを変えるとか、色んなことを修正しながら、再度っていうことになるので。廃工というのは、永遠にやめたということではなくて、とりあえず近々は難しいので、令和8年度ぐらいから、改めて工夫をしてやりましょうっていうことですね。

【南会津農林事務所】

決して諦めたというわけではなくてですね、今年度はアンケートとか聞き取りの中で、ちょっと仮設工を見直して欲しいっていう意見もありましたので、今年度はその見直しをかけるつもりでございます。

【伊藤（宏）委員長】

いずれにしても、南会津は地理的な問題で、なかなか他の所から行くのが難しいとか雪が深いであるとか難しい状況があって、例えば地域要件を広げたとしても、応札してくれる業者が増えるかという、なかなか難しいかなと思いますので。今後とも改善をして、必要だから予算がついてやっているわけですので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に案件番号2 警察本部会計課の案件について説明をお願いいたします。

【警察本部会計課】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【澤田委員】

県警の方には専門の職員はいないということですが、そうすると一般的にその工事関係については、業者さんから見積りを何社かもらって、それを元に設計を組んで対応しているというのが一般的な対応ということですね。

【警察本部会計課】

今回の案件はその方式を取らせてもらったのですが、工事の規模に応じてですね、大きなものについては、県の土木さんの方にですね、お願いをして受託工事として行っているところでございます。

【澤田委員】

工事の規模によって、対応が分かれているということですね。

【伊藤（宏）委員長】

具体的には何をやる工事なんですか。

【警察本部会計課】

普通のアパート、部屋の中を、老朽化、かなり古い建物なので、予算の範囲でできる部屋、4部屋を対象としているのですが、その中を改修、綺麗にする工事になります。

【伊藤（宏）委員長】

そんなに難しい工事ではないですね。

ほかいかがでしょうか。

【伊藤（洋）委員】

1回目の入札で予定価格超過ということでした。2回目についても6者のうち3者が、予定価格超過ということなので、これは実勢価格との差があるのではないかと思われるのですが、その辺はいかがでしょうか。

【警察本部会計課】

確かにこの差があるということで、落札にならなかったということなので、結果を見ればですね、積算と差が大きかったとなるのですが、今回業者からの参考見積を取ってそちらを参考にして積算をしておりますので、本来そんなに差はないのかなと思ってるのですが、結果論としてはあったのかなと思っています。

【伊藤（宏）委員長】

ちなみに、お話できる範囲でいいのですが、見積りをとった業者と、応札した業者は、重なってる部分はあるんですか。

【警察本部会計課】

一部は重なっております。

【伊藤（宏）委員長】

ほかよろしいでしょうか。

それでは、次に案件番号3 文化振興課の案件について説明をお願いいたします。

【文化振興課】

(「資料4」により説明)

【伊藤(宏)委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【佐藤委員】

もう1件の相双建設事務所の件を含めて、なぜ、こういった違いがあるのかまとめて質問させていただきます。

【伊藤(宏)委員長】

専門的なことはよくわからないのですが、工事概要が空調設備改修とアスベスト除去、蓄熱槽防水と3つありますよね。これを1つの工事として発注したということですよ。それぞれ種類が違うのかなと気がするんですけども、それぞれを別の工事として発注するなんてことはお考えにはならなかったのですか。

【文化振興課】

施工内容としては多種多様となっていて、空調設備改修工事というのは機械の熱源機と配管の工事をするのが主の工事となっていて、別発注で進めております。その工事をするにあたって壁の撤去をして貼り直して再構築したり防水処置をしたりと、様々な工事をこの建築工事の中でやっているということでございまして、概要にある部分の工事内容だけではなくて、配管を通して熱源機器をいれてという工事をするにあたって、周辺の工事をまとめて発注しているイメージです。

【伊藤(宏)委員長】

見ると、随意契約ではないというふうに見えるかもしれませんが、これだけを見れば指名競争入札ですよ。ただ、県は指名競争入札は地域の守り手でしかやっていないので、一般競争入札が不調だったから、指名競争入札にしましょうっていうことはできない仕組みになっています。自治体によっては、一般競争入札が1回か2回ダメだったら、指名競争入札にしましょうというルールを作っているところも結構多くあります。一般競争入札がダメだから指名競争入札もダメ、だから随意契約しかない。でも随意契約で1者随意契約だと競争性が働かないということになるので、多くの業者を指名して見積り合わせを行うと。言ってみれば、指名競争入札による入札ですよ、中身としては。そういう言葉を県は使っていないけれども。

【入札監理課長】

ルール上は、随意契約となります。

【伊藤(宏)委員長】

ルール上は、随意契約だけれども、中身は指名競争入札とほぼ同じですね。

【入札監理課長】

ほとんど、見た目としては変わらないのですが、手続き期間とかは指名競争入札よりも随意契約の方が短くなるということもございますので、言い方としては同じなのですが、本県としては随意契約となります。

【伊藤（宏）委員長】

ほかよろしいでしょうか。

それでは、次に案件番号4 相双建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【相双建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【佐藤委員】

文化センターの方はわかったような気がします。相双の方ですけど、八ツ橋設備・会津ガス特定建設工事共同企業体はちょっと場所が遠いかなと気がしたのですが、やはり空調衛生工事業協会からの質問をするという、やれる業者があるという話でしたけども、そういう業者団体への質問というのは大切なことなのかなと思います。不調が1回あったということですが、最終的に契約した会社が1回不調だったということなののでしょうか。金額が大きくて不調であったということなのでしょうか。

【相双建設事務所】

応札者（契約会社）が諸経費の算出方法を誤ったことから不調となっております。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか
よろしいでしょうか。

次に審議事項のイ「建設関係団体等の意見聴取について」です。
事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹】

（「資料5」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

例年通りのやり方で、皆様に照会するのでアンケートの項目等メールで返してくださいということです。個別事業者について、委員の皆様からこういう業種等々の個別事業者から意見を聞きたいというものを踏まえて、事務局と委員長で相談をして最終的に決めるという運びですね。

【佐藤委員】

入札という、建設が主だとはわかるのですが、最初の説明資料で委託業務というのがそれなりに多かった気がします、そういうものはどういった扱いに、もうしばらく建設

の方を重点的にやっていって、その後、その他のサービスの方をやっていくという考えを持ってられるのか、どうなのかなと思いました。

【入札監理課長】

業界団体としては4団体を想定しておりまして、業務委託の測量関係ですと土木建築調査設計団体協議会で構成されているところなので、建設工事だけを対象にヒアリングするという趣旨ではなくて、幅広には聞き取りをすることは考えております。

【佐藤委員】

基本的には建設の割合が非常に多いことはわかるのですが、保守とかサービス関係というのも委託業務、掃除なんかは施設に対する清掃業務関係は委託が入っているのではと思うのですが、予算の金額を見ると圧倒的に建設なので、当面建設の方でいくんだらうなというのは金額ベースでは考えられるということだと思うのですが、その後別な区分について、どうかなと考えました。

【伊藤（宏）委員長】

話を整理しますと、県がしている業務委託、金額の多寡は別として、建設、建築工事以外にどういうものがあって、それはどこの管轄で行われていて、その入札は誰が管理しているのかということの説明してください。

【入札監理課長】

まずは建設工事に関しては、委員会で議論をしていただいておりますけれども、基本的には入札監理課が制度管理者としてやらせていただいております。佐藤委員からお話があった清掃とか警備とか庁舎関係の部分に関しては、同じ総務部の施設管理課が名簿を作成して制度を運用しております。物品等に関しましては、先ほど制限措置のところの説明をさせていただいておりますが、入札用度課の方が名簿管理とか制度の運用をさせていただいております。あともう1つ、名簿を持っているのが森林整備、間伐とか伐採とか、そういうものに関しては、森林計画課のところの名簿と制度管理を行っております。状況によっては、制限措置の時にも報告をさせていただいておりますが、大きなところではそういう形でやらせていただいているところです。あとは工事等以外のプロポーザルとか、委託ですとかは、それぞれの部所の方で発注している形になります。委員ご指摘の建設関係以外の部分の聞き取りをした方がいいんじゃないかという部分については、今後の検討課題にさせていただければと思います。仰るとおり予算規模も含めて一番建設工事が大きくて、監視委員会が出来た経過というのも、建設関係の不祥事から出来てきたものなので、入札制度としてみれば同じ入札制度なのですが、検討させていただきたい。

【伊藤（宏）委員長】

この委員会の任務は、別に建設工事に限った入札の話ではないのですか。そうすると、この委員会の対象の範囲よりも、入札監理課の対象の範囲が狭いんですよ。入札監理課は工事だけなんです。それ以外の様々な業務委託は、別の課の任務になっているんです。この委員会としては、工事以外の業務委託等の入札について、色々議論をすとか抽出案件をすとか、事業者から意見を聞くとかはありだと思えます。ただ、彼らの仕事ではな

い。どのくらいの規模で、どういう形で入札が行われているか、我々は目にしたことがないんですよね。ほとんど小規模なものであるというふうなもので、この委員会の俎上載せるようなものでないかもしれないのですが、それなりに大きなものがある、それなりに色々競争入札をやっているか、どういうことをやっているかわからないのですが、検討の余地があるとすれば、この委員会を掌握しているのは、事務局は入札監理課かもしれないけれども、それ以外の業務委託を担当している部所の方をお願いをして、我々の委員会で議論する可能性としてはありますよね。この委員会の任務としては。我々の委員会で議論をするようなことなのかどうかということ、可能ならば調べていただいて、郡山市の公契約審議会というものの会長をやっているのですが、公契約というと、凄く広いわけですよ。何でも市が発注するものは全部公契約に。そうすると、ビルメンテナンスの協会の人とか、そういう人達もきてやっているわけなんです。色々議論はあるのですが、例えば小学校や中学校の給食というのも業務委託でやってたり、あと、色んな施設がありますよね、プールであるとか、そういう所の管理等も業務委託をやっているとか、一杯あるんです。そういうものも含めて考えると、それらをどういう風に発注して、どういう風に業者を決めるかということはあるんです。県についても、市と同じようなものが多分あるので、これは入札監理課の仕事でないかもしれないけれども、監視委員会を掌握している事務局として入札監理課があるわけだから、入札監理課が実際に調べるわけではなくて、業務委託を担当している担当部所に聞いてみていただくというか、もしも、この委員会で何らかの形で議論をするとか、あるいは聞き取り調査をするとか対応になりうる話になったら、今後それらをどうするかというのを議論するということ。入札監理課の仕事の範囲を超えてしまうことかもしれませんが、お願いしてもよろしいでしょうか。

【佐藤委員】

すぐに他のをやるべきだという意見ではなくて、建設関係が色々終わったかなと思うと、ちょっと問題が出たりとかありますし、まだ色々な制度的に直していかなくちゃならないことも見受けられるということで、当面建設中心でやっていくことは良いんだろうなと思うのですが、確かにビルメンテナンスの方の話もそうだし、車のリースなんかも県としては大きい契約としてやっているんだろうな。将来的にデータ管理というのが、クラウドなど外部の契約になっていくのではないかと。こういうのも請負というか、委託契約みたいなのは、多分これから進んでいく、今はやっていないと思うのですが、全庁的にやっていく形になりうるんで、そうした場合の契約というのも、外部との契約も出てくるのではないかと想定の下に、将来的にはそういう契約もある程度検討するなり、見ていかなくちゃならないと思った次第です。今のところは、当面いいんじゃないかと思います。

【伊藤（宏）委員長】

どこの自治体も同じなのですが、情報システムのハードにしてもソフトにしても、かなり金額が大きなものですよ。ここの委員会では議論していないことですよ。

【入札監理課長】

システムの工事契約に関しては、契約結果の報告の中には含まれています。

【伊藤（宏）委員長】

少なくとも抽出案件には、対象にしたり議論になってる業界からのヒアリング等の対象にはしていないですよ。という状況なので、申し訳ないのですが、建設工事、あるいは

それに関連するもの以外について、この委員会でどういう風に対応するかというのを、検討していただければ有難いと思います。

他にヒアリングにつきましてよろしいでしょうか。

それでは審議事項イにつきまして、事務局案を了承するという事で済ませたいと思います。

次に審議事項ウ「福島県入札制度等監視委員会運営規程の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料6」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま、ご説明があった件につきまして、御質問等ありましたらお願いします。

次に「各委員の意見交換」に移ります。

委員の皆様から、何かございますか。

【澤田委員】

私の方から2点あります。

1点目は今ほどありました委託関係の契約に関する部分です。県の方も今後も県の行政を進めるに当たっては、外部委託を進めるというのは1つの方針として同然あると思いますので、先ほど指定管理者の話も出ましたけども、その部分がなかなか県民の方には見えない部分もあると思っておりますので、外部委託の状況なり、指定管理を含めた状況なり、契約関係を含めて、今後すぐにとというのはできませんけども、議論の場を情報共有、提供が必要でないかとは私からも言いたいなと思います。

もう1つは、私も県の総合計画の委員という立場で、会津の地域懇談会に出席をさせていただきました。会津地域の出た方、測量会社の方でした。その方は、測量会社ですので、ドローンを使つての測量を提案、県の担当の方にしたんだけど、なかなか県の担当の方は認められなかったという話がありました。建設業、あるいは測量の方も人手不足、あるいは作業員の安全確保、工期の関係から様々な新技術の導入ということが求められていまして、県も追いついていないと、その方は率直に仰っていました。改めて県の建設を含めて、測量も含めて、今後の新技術の導入、そういったことを設計の中でもしっかりみていかないと、今後の業者の対応もできないのかなと思いますので、こういう要望も含めて、県の考え方を確認できればと思います。

【入札監理課長】

1つ目の委託関係も、外部に見えるようにということでございました。契約関係につきましては、それぞれ発注機関のHP等で公表するという事は、工事に限らずやっているところでございます。1つにまとめてというところではないので、わかりにくい部分もあるかと思いますが、そういう形で公表はさせていただいております。指定管理につきまし

ても、制度所管している行政経営課の方で、HP上で公表しているという形になりますので、より良くわかりやすくというのはご意見として承りたいと思います。

【土木部次長】

新技術の活用について、お話しさせていただきます。今のお話だと測量業者さんが、土木工事なのか農林の工事なのかわからない部分もありますが、土木部としての視点で回答させていただきますと、委員からお話あったように、担い手不足等から新技術の活用というのを推進している部分がございます。特に建設工事においても、ICT重機の活用などというのを推進しています。担い手確保の部分も含めて、良いイメージを持ってもらうということでも、積極的に新技術の活用を推進していこうという方向性ではありますので、ぜひ地元の会津の方には、土木部としてやっているということをお話いただければと思います。

【伊藤（宏）委員長】

よろしいでしょうか
ほかいかがでしょうか。

私の方から1つだけ。

厚労省の方からも、今日も暑いですがけれども、熱中症対策をちゃんとやりなさいっていう話がございますよね。県として、あるいは発注者として、この間、熱中症対策についてどういう風に対応されてるのか、ありましたらお願いします。

【技術管理課長】

熱中症対策につきましては、6月1日から暑さ指数で28、気温31度以上の時に義務付けられたところで、発注者、受注者に周知したところでございます。費用の面につきましても、2倍以上見ることができると7月1日から措置したところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

事務局のほうから何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件について、審議対象期間、及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名を委員の先生方をお願いしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から依頼がございました件について、御意見がございましたらお願いします。

（事務局案でお願いします。）

それでは、委員の皆様から御意見がないということで、事務局案をお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは事務局の案を申し上げます。抽出テーマにつきましては、「特別簡易型の入札方式において、発注種別が舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事において、入札参加者が平均より少ない案件、対象期間は令和6年度」、抽出委員につきましては、五十音順で「島田委員、鈴木委員」としたいと考えておりますが、本案でお諮りしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの事務局案について、いかがでしょうか。

それでは、次回抽出テーマは「特別簡易型の入札方式において、発注種別が舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事において、入札参加者が平均より少ない案件、対象期間は令和6年度」ということでございます。

また抽出チームは「島田委員、鈴木委員」を指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事は、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は9月の開催を予定しております。本日中に日程調整表をメールにより送らせていただきますので、御手数ですが、7月14日月曜日までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第99回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。